



令和6年度学校いじめ防止基本方針



日立市立油繩子小学校

いじめとは

- いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条 H25. 6. 28公布）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

☆ いじめにより、次のような疑いが認められる場合、これを「重大事態」という。

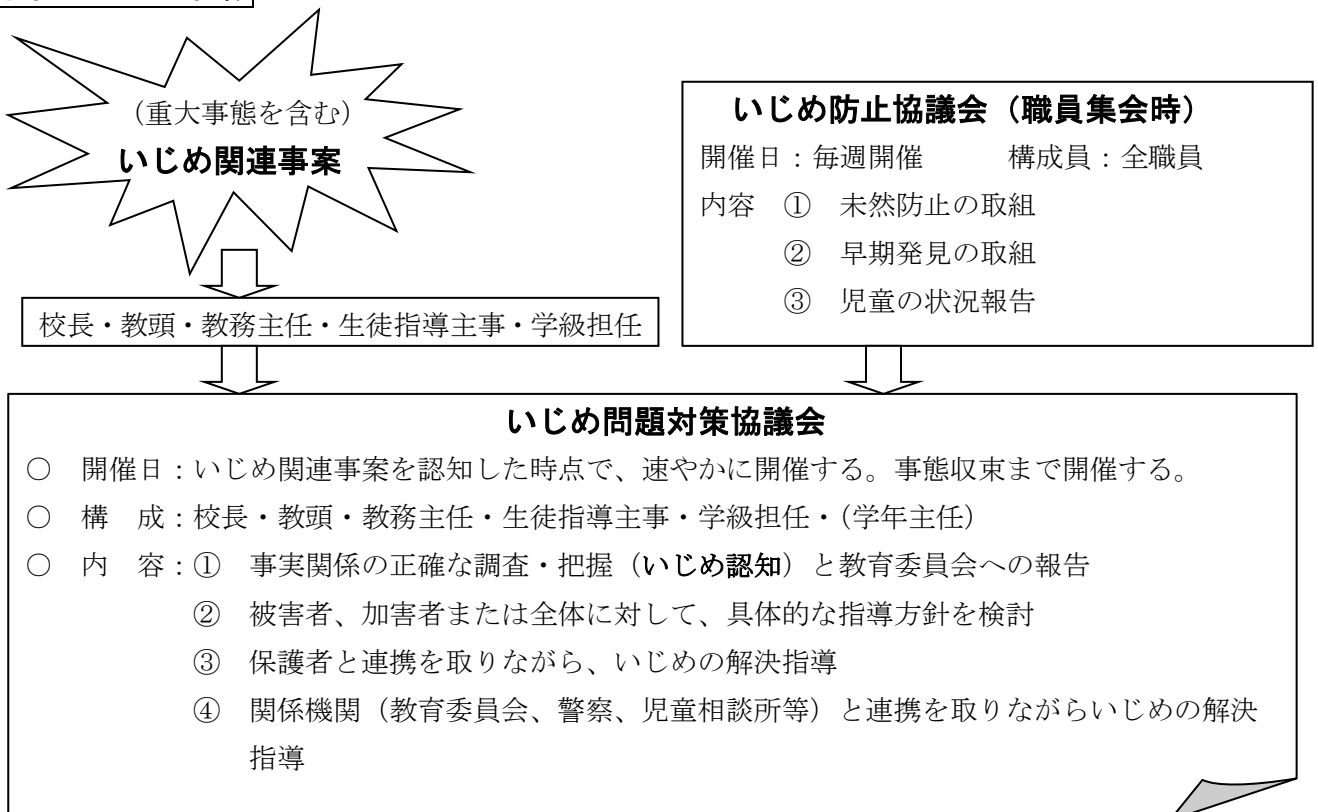
- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

いじめの基本認識

いじめ問題についての基本的な認識

- ① いじめは、どの児童にも、どの学級、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは、人権侵害である。
- ③ いじめは、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうかを判断する。
- ④ いじめは、「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

取組のための組織



いじめの未然防止に向けて

1 生徒指導の機能を生かした教育活動（自己存在感・共感的人間関係・自己決定の場の設定）

- ① 「わかる授業づくり」をすべての児童が参加・活躍できる授業の工夫
- ② 生徒指導の観点による授業の相互参観の実施

2 道徳教育・人権教育の充実（「ネットいじめ対策」を含む）

- ① 人権意識の高揚、自己有用感を高める道徳の授業
- ② 携帯電話、インターネット等の情報モラルの指導と保護者との連携（家庭でのルールづくり推進）

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも、書き込みをした人を特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流した情報は、簡単には回収できないこと

- ③ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を充実させる。

3 心の居場所となる学級づくり

- ① 学級全員の思いや願いが込められた「学級目標」の設定
- ② ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターを活用した人間関係づくり
- ③ WEBQU の活用
- ④ 個々の特性を踏まえた適切な支援を行い、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、すべての児童が安心して生活できる環境をつくる。

4 児童主体の活動の充実

- ① 児童の創意工夫を生かし、主体的な行動の育成を目指した学校行事
- ② 体験活動やボランティア活動を重視した教育活動の推進

5 いじめ防止研修会の実施

- ① 市及び県主催の研修会の伝達研修
- ② 事例研修会の実施

いじめの早期発見に向けて

1 教育相談体制の充実 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

- ① 週一回の生徒指導に関する情報交換（いじめ防止協議会）→情報共有と共通理解
- ② 一人一人の悩みや不安を感じる教育相談体制の確立と定期相談の実施
- ③ スクールカウンセラー、教育相談員など専門家の積極的・効果的な活用

2 小さなサインを見逃さないで一人一人に寄りそった指導の実践と組織対応

- ① 登校時や健康観察時等の児童の様子の確認
- ② 「いじめ発見チェックリスト」の活用や「学校生活についてのアンケート」(毎月)の実施
- ③ 年度当初の全児童についての共通理解と生徒指導主事を中心としたいじめ防止協議会における情報交換→情報共有と共通理解
- ④ 児童用の校内相談窓口(オンライン)の設置

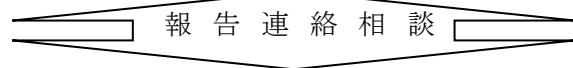
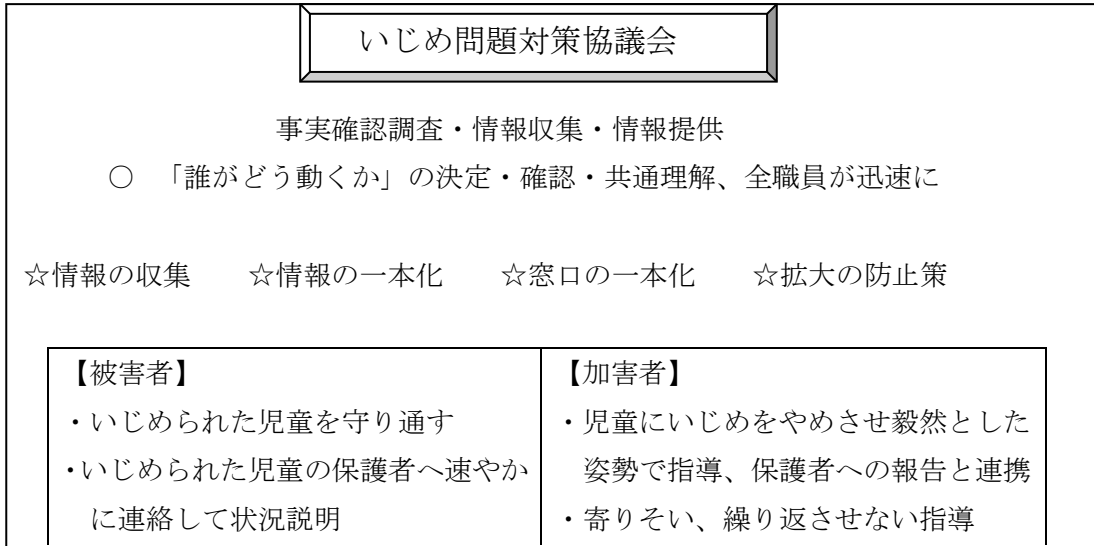
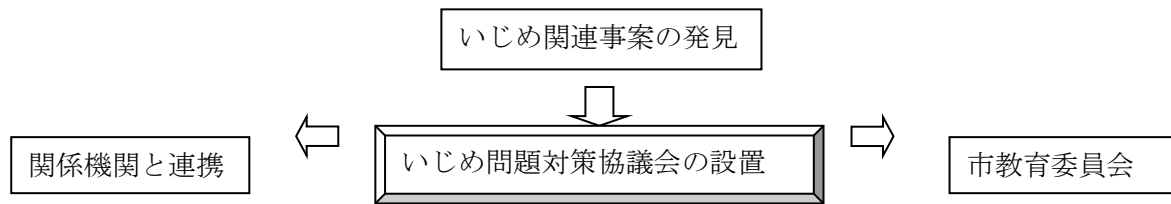
いじめ解消の定義

いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、かつ、いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。

3 保護者との連携

- ① 常時、相談できる体制づくり
- ② 学校だよりやホームページによる学校の取組や状況の積極的公開・学校評価項目の位置付け
- ③ 定期開催のPTA研修会や懇談会における情報交換の活用
- ④ 「いじめ・体罰解消サポートセンター」の周知
- ⑤ いじめの未然防止、並びに早期発見・早期対応のための取組に対する評価の実施

いじめ防止体制（いじめ発生時）



各担任 各学年 児童 保護者 地域 関係機関（警察など）

いじめの解消
継続して情報交換・援助

事後観察・支援の継続
日常観察・スクールカウンセラー、教育相談員等との連携

学校評価
取組の分析・改善

再発防止・未然防止活動

把握すべき情報例

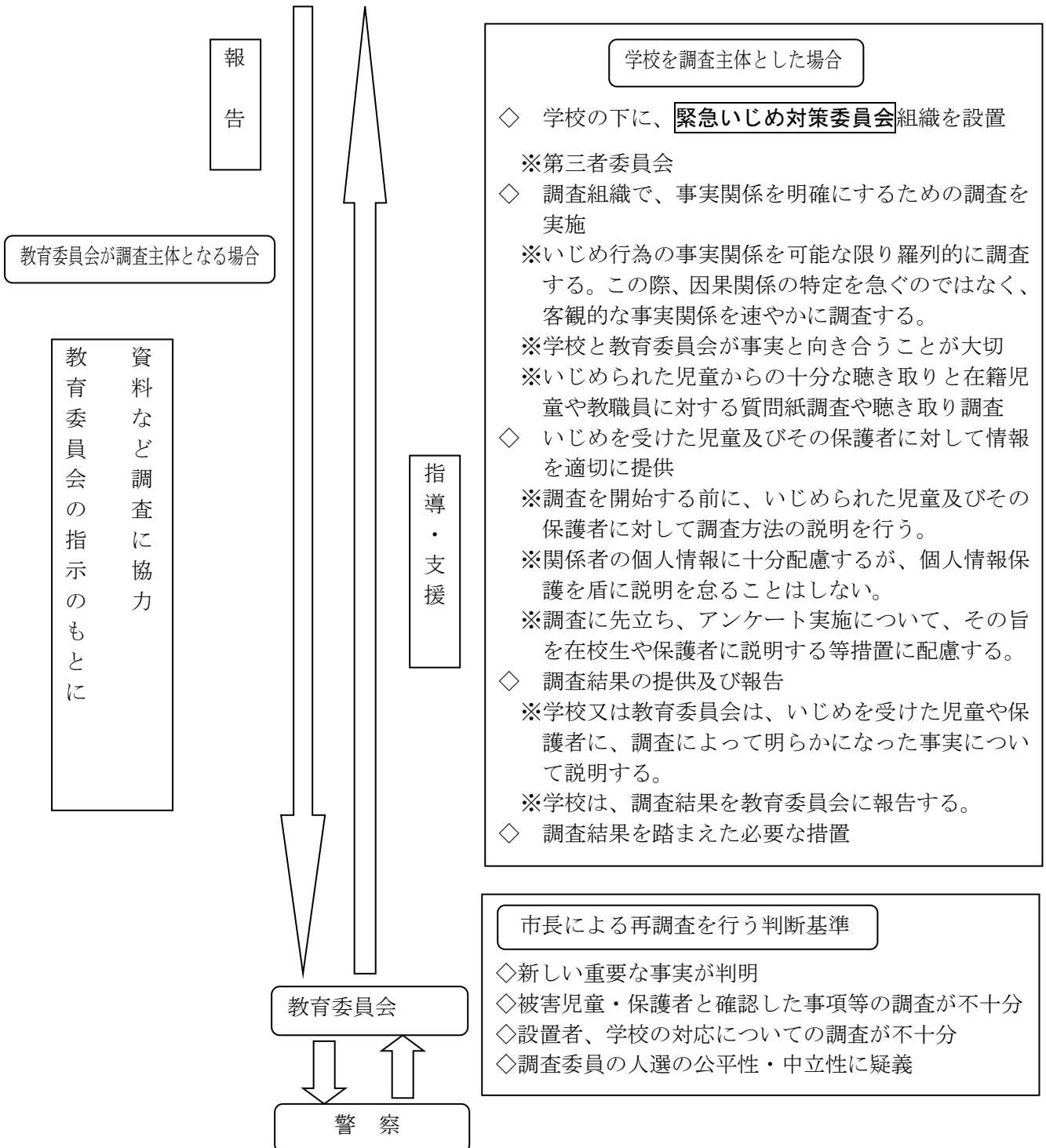
- ◆ 誰が誰をいじているのか？……………加害者と被害者の確認
- ◆ いつ、どこで起こったのか？……………時間と場所の確認
- ◆ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？…内容
- ◆ いじめのきっかけは何か？……………背景と要因
- ◆ いつ頃から、どのくらい続いているのか……………期間

要注意：児童や保護者の個人情報、その取扱いに十分注意すること

いじめ防止体制 (重大事態発生時)

重大事態の発生とは

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」
例：児童が自殺を企図した場合 身体に重大な傷害を負った場合
精神性の疾患を発症した場合 金品等に重大な被害を被った場合
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安だが、日数だけでなく児童の状況等、個々のケースを十分に把握する必要あり)
- 児童や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申し出があったとき



学校を調査主体とした場合

- ◇ 学校の下に、**緊急いじめ対策委員会**組織を設置
 - ※第三者委員会
- ◇ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ※いじめ行為の事実関係を可能な限り羅列的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ※学校と教育委員会が事実と向き合うことが大切
 - ※いじめられた児童からの十分な聴き取りと在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査
- ◇ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ※調査を開始する前に、いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法の説明を行う。
 - ※関係者の個人情報に十分配慮するが、個人情報保護を盾に説明を怠ることはしない。
 - ※調査に先立ち、アンケート実施について、その旨を在校生や保護者に説明する等措置に配慮する。
- ◇ 調査結果の提供及び報告
 - ※学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童や保護者に、調査によって明らかになった事実について説明する。
 - ※学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- ◇ 調査結果を踏まえた必要な措置

市長による再調査を行う判断基準

- ◇新しい重要な事実が判明
- ◇被害児童・保護者と確認した事項等の調査が不十分
- ◇設置者、学校の対応についての調査が不十分
- ◇調査委員の人選の公平性・中立性に疑義